

児童手当を受給されていない方へ

所得制限限度額表

小学校修了前の児童を養育している方で、所得制限により児童手当を受給できなかった方は、5月中に新たに児童手当の認定請求が必要です。6月からの手当は平成19年中の所得によって審査しますので、前年は所得制限のため受給できなかった方でも、受給することができると場合があります。5月末までに請求がない場合、資格があっても6月からの受給はできませんのでご注意ください。なお、現在受給中の方は6月に現況届の提出が必要となります。

<請求に必要なもの>

- ・申請者の健康保険証の写し（申請者が厚生年金等に加入している場合）
- ・印鑑（認印可）
- ・申請者名義の金融機関口座（郵便局は除く）
- ・児童手当用所得証明書（平成20年1月1日に武雄市に住所がなかった方のみ）
所得証明書は6月以降に旧住所地から取り寄せて、後日提出となります。

扶養親族等の数	所得制限限度額	厚生年金等の加入者の場合の特例による限度額
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

ご自分での確認は、あくまでも目安としてください。

お問い合わせ先
市役所 支援課 家庭支援係
電話（23） 9216
山内支所くらし課 福祉健康係
電話（45） 2906
北方支所くらし課 福祉健康係
電話（36） 6020

平成20年4月1日から『長寿医療制度（後期高齢者医療制度）』が始まりました

（75歳以上の方、65歳から74歳までの一定の障害のある方へ）

75歳になるときは、誕生日前日までに被保険証を郵送にてお届けします。誕生日の日からお使いください。手続きの必要はありません。

お問い合わせ先
佐賀県後期高齢者医療広域連合
（電話 0952-64-8476）
市役所 健康課 国保年金係（電話23-9135）
山内支所 国保年金係（電話45-2906）
北方支所 国保年金係（電話36-6020）

こんなとき	届け出に必要なもの
65歳から74歳までの方で一定の障がいのある状態になったとき （後期高齢者医療制度に移行しないこともできます）	・国民年金証書・身体障害者手帳等、医師の診断書のいずれかの書類 ・印かん
住所が変わったとき	・印かん ・被保険者証等
生活保護を受けるようになったとき	・印かん ・被保険者証等
被保険者が死亡したとき	・死亡した方の被保険者証等 ・印かん 相続人の方の届出等が必要になります。

春の行政相談週間

～皆様の声をお聞かせ下さい～

毎日の暮らしの中で、公庁や公共機関が行っている仕事について、苦情やご意見・ご要望はありませんか。5月19日～25日は、「春の行政相談週間」です。

武雄市でも次の日程で、ふれあい福祉相談と行政相談の合同相談会が開催されます。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用下さい。

日時 5月21日（水）

9時～16時

場所 武雄市役所

1階会議室（西側）

行政相談委員

中山利光（武雄区）

廣島 雅（永島区）

お問い合わせ先 総務課

安全安心係 市役所1階

電話（23） 9315

